

熊本市立野外教育施設運営協議会委員の委嘱について

熊本市立野外教育施設運営協議会の委員を次のとおり委嘱したいので、議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

| 区 分 | 氏 名 | 所属団体・役職等 | 任 期 |
|--------|--------|---------------------------|--------------------------------------|
| 学識経験者 | 中川 保敬 | 熊本大学教育学部教授 | 平成 29 年 6 月 1 日～ 平成 31 年 5 月 31 日 |
| 学校関係 | 乙丸 孝嗣 | 熊本市小学校長会代表 (保健体育委員会委員) | 平成 29 年 6 月 1 日～ 平成 31 年 5 月 31 日 |
| 学校関係 | 坂梨 美与子 | 熊本市養護教諭会代表 (花園小学校養護教諭) | 平成 29 年 6 月 1 日～ 平成 31 年 5 月 31 日 |
| 社会教育団体 | 桂 ありさ | 熊本市 PTA 協議会常任理事 | 平成 29 年 6 月 1 日～ 平成 31 年 5 月 31 日 |
| 社会教育団体 | 森 ゆみ子 | 熊本市子ども会育成協議会理事 | 平成 29 年 6 月 1 日～ 平成 31 年 5 月 31 日 |
| 関係機関 | 岡本 政秀 | 熊本森林管理署森林技術指導官 | 平成 29 年 6 月 1 日～ 平成 31 年 5 月 31 日 |

(提案理由)

熊本市立野外教育施設条例(昭和 50 年条例第 13 号)第 9 条の規定により、熊本市立野外教育施設運営協議会委員を委嘱する為、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和 27 年教委規則第 6 号)第 1 条第 12 号の規定に基づき教育委員会の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立野外教育施設運営協議会運営要綱

制定 平成24年10月25日健康福祉子ども局長決裁

改定 平成28年3月25日青少年育成課長決裁

(趣旨)

第1条 熊本市立野外教育施設条例(昭和50年条例第13号)第9条第4項の規定に基づき、熊本市立野外教育施設運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第4条 事務局は、年1回会議を招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 出席委員の中から、議長を選出する。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(所掌事項)

第5条 協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 野外教育施設の事業計画及び運営方針の策定に関すること。
- (2) 野外教育施設の指導者研修に関すること。
- (3) 野外教育施設の安全管理及び広報に関すること。
- (4) 野外教育施設の諸課題・検証・評価等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、野外教育施設運営に必要な事項に関すること。

(事務局)

第6条 協議会の事務局を教育委員会事務局教育総務部青少年教育課内に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。